

平成20年8月7日
北海道財務局

アセットカンパニー株式会社に対する行政処分について

1. アセットカンパニー株式会社（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

（平成20年8月1日付）

不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為及び自己資本規制比率が120%を下回る状況等

(1) 不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為

当社においては、平成19年11月、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第31条第4項の規定に基づき第一種金融商品取引業の登録申請を行った。しかし、当社の同年9月末時点の純財産額及び自己資本規制比率は、登録拒否要件を規定する法第29条の4第1項第5号口の純財産額（50百万円）及び同項第6号イの比率（120%）を下回る状況にあった。

そこで当社は、同年9月末及び10月末時点につき、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書（金融商品取引業等に関する内閣府令第10条第1項第1号）を作成したほか、純財産額を算出した書面（同項第2号イ）及び自己資本規制比率を算出した書面（同項第3号口）についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして、登録申請を行った。当社は、同年11月28日、第一種金融商品取引業者の登録を受けた。

(2) 自己資本規制比率が120%を下回る状況等

ア. 当社の自己資本規制比率は、本件登録申請日（平成19年11月2日）以降、検査基準日（同20年5月30日）までの間、120%を下回る状況となっていた。

また、当社の純財産額についても同様に、本件登録申請日以降、検査基準日までの間、50百万円に満たない状況となっていた。

イ. 当社は、本件登録申請日（平成19年11月2日）以降、検査基準日（同20年5月30日）までの間、法第46条の6第1項に基づく自己資本規制比率の状況について、140%を下回っていたにもかかわらずその旨の届出を行わず、また、毎月末の届出に関しても、その比率が120%を満たしているとした虚偽の内容の書面を提出した。

ウ．当社は、本件登録に際し、当局から、法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令として資料の提出を命じられ、本件登録以降、毎月末の自己資本規制比率に係る届出の添付資料として、毎月末の残高試算表、顧客からの預り金残高の明細を提出した。

しかし、当該添付資料のうち については、平成 19 年 11 月以降同 20 年 4 月までの間の各月末時点のものに関し、また、 については、同 20 年 2 月以降同年 4 月までの間の各月末時点のものに関し、それぞれ虚偽の内容を記載した。

(3) 自己の財産と顧客の財産を区分管理していない状況

当社は、顧客の預り保証金及び外国為替証拠金取引に係る実現損益、評価損益等に相当する金額を、保証金顧客口の銀行預金及び当社のカバー取引先への保証金（以下「区分管理額」という。）として預託することにより、自己の財産と顧客の財産を区分管理することとしていたが、平成 19 年 12 月 14 日に区分管理額不足が発生した後、検査基準日である平成 20 年 5 月 30 日に至るまで区分管理額不足となっていた。

前記(1)は、虚偽の記載をした申請書類を提出することにより金融商品取引業の登録を受けた行為であり、法第 52 条第 1 項第 5 号の「不正の手段により登録を受けたとき」に該当する。

前記(2)ア．のうち、自己資本規制比率が120%を下回っていた状況は、法第46条の6第2項に違反する。また、純財産額が50百万円を下回っていた状況は、法第52条第1項第3号に該当する。

以下の から までの各法令違反の事実は、法第52条第1項第6号の「法令に違反したとき」に該当する。

前記(2)イ．の自己資本規制比率に関して、140%を下回ったにもかかわらずその届出をせず、また、虚偽の内容の届出を行っていた行為は、法第 46 条の 6 第 1 項に違反する。

前記(2)ウ．の報告徴求命令に基づく提出資料につき虚偽の内容の資料を提出していた行為は、法第 198 条の 6 第 10 号に該当する。

前記(3)の区分管理されていなかった状況は、法第 43 条の 3 第 1 項に違反する。

2．以上のことから、本日、法第 52 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の規定に基づき、当社の金融商品取引業の登録の取り消しを行った。

また、下記(2)については法第 52 条第 2 項に基づき、下記(3)については法第 51 条の規定に基づき、行政処分を行った。

(1) 登録取消し

北海道財務局長（金商）第 3 号（平成 19 年 9 月 30 日）の登録を取り消す。

(2) 役員解任命令

代表取締役の解任を命ずる。

(3) 業務改善命令

顧客取引を速やかに終了し、かつ、顧客から預託を受けた保証金等を遅滞なく返還するとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。

顧客の間における公平に配慮しつつ、顧客の保護に万全の措置を講じること。

上記の登録取消しについて、店頭及びホームページに表示する等、顧客への周知を徹底するとともに、顧客への適切な対応に配慮すること。

上記命令の実施状況を、8月11日(月)までに、及び全ての顧客への保証金等の返還が完了するまで、随時報告すること。

連絡・問い合わせ先

北海道財務局 理財部金融監督第3課

011-709-2311

内線4313、4315